

古の富士山巡礼路調査研究業務委託（明許）仕様書

1 委託業務名

古の富士山巡礼路調査研究業務委託（明許）

2 業務の目的

本事業では、富士山に参詣に訪れる人々が通った巡礼路や、吉田口登山道・船津口登山道・精進口登山道・山中口登山道（以下、「古の登山道」という）、富士信仰、富士講を支えた登拝拠点の町や御師について、富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町（以下、「地元市町村」という）や富士山を熟知している富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合（以下、「地元恩賜林組合」という）、有識者と連携して調査を実施し、当該調査結果等を分析のうえ報告書としてまとめるとともに、町や御師住宅で提供された宿泊や食事などの文化的側面も含めて古の登山道の再興と多彩で魅力ある新たな富士登山のあり方を発信する施策の検討に資する資料作成を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

（1）検討会の運営支援

- ・ 検討会は、地元市町村・地元恩賜林組合・有識者などから山梨県が選任する委員（10名程度）及び受託者が選任するアドバイザーと山梨県、受託者で構成する。
- ・ 受託者は、本業務を履行するにあたり必要な専門家または有識者をアドバイザーとして招集し、検討会に参画させることができる。
- ・ 検討会では、本業務の方針や別紙1の調査・研究項目に基づき調査する内容などを決定するとともに、調査結果や報告書の内容についての協議を行う。
- ・ 検討会は6回程度開催することとし、委員の謝金・旅費の支払いを行うこと（検討会の想定開催時期・内容は別紙2のとおり）。
- ・ 委員の謝金・旅費の額は、山梨県と協議のうえ決定すること。
- ・ 会場は山梨県立富士山世界遺産センターを基本とし、受託者の都合により他の会場を使用する際には会場借り上げに要する経費は受託者が支払うものとする。
- ・ 検討会の開催日は、受託者が委員の日程を調整したうえで山梨県と協議し決定すること。
- ・ 検討会の運営に関する資料作成及び開催通知の送付、会場設営、備品（映像機器、PC等）の手配、議事録の作成を行うこと。

(2) 調査研究

- ・ 受託者は、検討会で決定した調査方針及び調査内容に基づき、山梨県と協議のうえ既存の書籍、論文、調査報告書等から情報収集を行い、調査項目ごとに整理を行うこと。
- ・ 整理した調査項目を検討会に諮り、その結果に基づき、引き続き必要な文献調査及び聞き取り調査や踏査等の現地調査を行うこと。
- ・ なお、調査を外部の有識者や専門家などに委託する場合は、事前に山梨県に協議するとともに、検討会に諮ること。
- ・ 調査に必要な申請や日程調整を行うこと。
- ・ 受託者は、調査結果の取りまとめを行うこと。

(3) 報告書及び映像記録の作成

- ・ 学術的成果を取りまとめた報告書を作成すること。報告書には調査で判明した登山道と巡礼路の経路図を含むこと。
- ・ 調査のプロセスや調査対象を記録した映像アーカイブを作成すること。なお、記録対象は検討会で決定する。
- ・ 学術調査の結果をふまえ、古の登山道の再興と多彩で魅力ある新たな富士登山のあり方を発信するための取り組みを山梨県と協議のうえ提案すること。
- ・ 上記3項目について、中間報告を提出すること。
- ・ 文献・画像等を引用する際は、著作権等、元となる文献の著者等が持つ権利については、受託者が必ず調整し、許可を得ること。

(4) その他

- ・ 当該事業を実施するため必要と思われる業務があれば提案すること。

5 成果物

(1) 中間報告

委託業務の中間報告書を令和7年8月29日（金）までに提出すること。

- ・ 中間報告書（紙媒体2部及びDVD-R等1部）
- ※ 電子媒体の報告書は、ファイル形式：PDF形式及び山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）とする。

(2) 報告書及び映像記録

委託業務が終了したときは、次の資料を令和8年2月27日（金）までに提出すること。

- ・ 学術的成果を取りまとめた報告書（紙媒体2部及びDVD等による電子データ1部）
- ・ 古の登山道復興のための取り組みの提案をまとめた報告書（紙媒体2部及びDVD等による電子データ1部）
- ・ 山梨県との打合せ及び検討会の議事録（紙媒体2部及びDVD等による電子データ1部）
- ・ 映像アーカイブ（DVD等による電子データ2部）

- ・ 委託業務完了報告書（紙媒体 2 部及びDVD等による電子データ 1 部）
 - ・ 当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等
- ※ 目次等をつけ、検索可能な形式でまとめること。
- ・ 当該業務の遂行過程で制作したもの

6 留意事項

- (1) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合には、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は山梨県に帰属する。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。
- (8) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 50 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること

(別紙1) 検討会の想定開催時期及び内容

年月	令和6年度							令和7年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	検討会	文献調査	検討会	文献調査	現地調査 映像撮影	文献調査	検討会	文献調査	現地調査 映像撮影	検討会	中間報告	検討会	追加調査 映像撮影	検討会	報告書 作成	最終報告			
	第1回 基本方針及び スケジュール、 調査内容の決定		第2回 文献調査を踏まえ 調査手法(文献・ 現地調査)を決定				第3回 R6年度成果の まとめとR7年 度の方針決定				第4回 中間報告の 内容決定		第5回 文献・現地調査 報告と追加調査 項目の決定		第6回 報告書の内 容決定				

(別紙2) 調査項目

①巡礼路

経路	特定できている区間	推定できている区間	調査・研究が必要な区間	共通調査内容
胎内道	中ノ茶屋～吉田胎内	吉田胎内～船津胎内	推定区間を中心とする全区間	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な変遷と特徴 ・関連する遺跡や信仰関連施設、自然スポット ・沿線にある名所や店、イベント
鎌倉街道	河口浅間神社～北口本宮富士浅間神社、山中湖～籠坂峠	北口本宮富士浅間神社～山中湖	推定区間	
若彦路	河口湖～判立場(山梨・静岡県境)	富士河口湖町大嵐～山頂	推定区間	
鳴沢道	鳴沢～富士河口湖町小立	本栖湖～鳴沢、小立～富士吉田市上吉田	推定区間を中心とする全区間	
中道往還	富士河口湖町本栖	富士河口湖町精進～本栖、本栖～山梨・静岡県境	推定区間	
富士山道	西桂町小沼～上吉田			
鎌倉道	山中湖村平野～富士吉田市明見			

②登山道

経路	特定できている区間	推定できている区間	調査・研究が必要な区間	必要な調査内容
吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社～山頂		経路は特定できているため、登山道沿いの信仰に関する遺跡群、下山道	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な変遷と特徴 ・関連遺跡、信仰関連施設、自然スポット ・山小屋の位置や構造、その役割と変遷、他の山岳地帯との比較 ・登山者の日記に記載されている富士登山に関連するエピソード
船津口登山道	河口浅間神社～船津胎内	船津胎内～小御嶽	推定区間を中心とする全区間	
精進口登山道		精進湖～吉田口登山道五合目	全区間	
山中口登山道		山中浅間神社～小富士～須走口登山道、小富士～滝沢林道～吉田口登山道	全区間	

③富士信仰(富士講)と御師文化

- ・中近世から現代までの富士信仰(富士講)の変遷や地域ごとの特徴
- ・富士信仰の変遷にともなう宿泊地の変化
- ・吉田、河口の御師
- ・御師町と寺社や山小屋との関係
- ・富士信仰にまつわる行事
- ・富士信仰に関わる衣(御師、富士講の講員の服や道具)
- ・富士信仰に関わる食(御師の住宅で提供された料理、地元での行事食、太々神楽の奉納の際に振る舞われる料理)
- ・富士信仰に関わる住(御師の住宅の間取りや使われ方とその変遷)
- ・季節ごとの御師の暮らし、御師が行った文化活動
- ・御師を支えた地域の体制

④その他

- ・その他必要と思われる調査項目があれば提案すること